

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成24年6月1日現在

機関番号：32634

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2008～2011

課題番号：20730378

研究課題名（和文）明治期感化院における感化教育の整備と展開

研究課題名（英文）Reformatory school of education in the Meiji era

研究代表者

庄司 拓也（SHOUJI TAKUYA）

専修大学・人文科学研究所・特別研究員

研究者番号：10468621

研究成果の概要（和文）：初期感化院の一つである東京感化院の運営及び感化教育の実態を明らかにした。具体的には、東京感化院は私立の施設であるため、比較的高額な入所費用を徴収しており、収容児に階層的な偏りのあることを確認できた。また、明治期の日本における感化教育の整備と展開の過程を明らかにした。具体的には、明治期から大正期にかけて、感化院の職員の不良少年観は変化していき、精神医学を感化教育に導入していくとする動きなどを確認できた。

研究成果の概要（英文）：Was to clarify the actual situation of education and management of the Tokyo reformatory school. In addition, to clarify the actual situation of education and deployment of the reformatory school in the Meiji era.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	500,000	150,000	650,000
2010年度	500,000	150,000	650,000
2011年度	700,000	210,000	910,000
年度			
総計	2,600,000	780,000	3,380,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：社会学、社会福祉学

キーワード：社会福祉関係、日本史、教育学、社会学、教育心理学

1. 研究開始当初の背景

日本における児童保護・児童福祉の研究分野において、不良少年の更生をはかる感化院に関しては、明治32（1899）年に留岡幸助の設立した家庭学校を中心に進められてきた。しかしながら、明治10年代から感化院は設立されており、不良少年に対する更生の働きかけは行われていた。具体的には、池上雪枝

による池上感化院（明治16年設立）、高瀬真卿による東京感化院（明治18年設立、初めは私立予備感化院、神宮教院感化院と称する）などで感化実践は行われていたのである。なお、本稿ではそうした感化院を以下で初期感化院と総称する。

現在のところ、そうした初期感化院については、史料的な制約もあり、十分な研究はな

されていない。そこで初期感化院の一つであり、史資料の豊富に残っている東京感化院を中心にして、明治期における感化院の感化教育の整備及び展開に関する研究を開始するにいたった。

2. 研究の目的

本研究では、留岡幸助の設立した家庭学校を中心としたこれまでの感化院に関する研究成果をもとにあまり明らかになっていない初期感化院、とくに東京感化院を中心に明治期における不良少年に対する感化教育、感化実践のあり方を分析する。

東京感化院は、池上感化院に次いで日本で二番目に設立された感化院であったと推測される。つまり、東京感化院の感化教育や感化実践のあり方の時系列的な変化を検討することは、日本における感化院の歴史を通史的に検討することになるのである。本研究の目的は、感化院の歴史を通史的に見直すことにある。

前述のように、東京感化院は家庭学校よりも早く設立されている。つまり、明治十年代・二十年代の東京感化院の実態を検討することは、日本における感化院の歴史のなかでもとくに初期の部分进行を明らかにすることになる。

なお、日本の感化院は、欧米の感化院の情報に基き設立されており、設立直後の初期感化院は感化教育、実践ともに試行錯誤の段階にあったと考えられる。

以上のように、本研究は東京感化院の感化教育の整備と展開過程を明らかにするとともに、明治期の日本における感化院の歴史の再検討を行うことを目的としている。

3. 研究の方法

研究の方法としては、第一に東京感化院などの当該期の各施設の職員によって書かれた日誌、編集された機関誌といった文献史料の読解と分析を中心とする歴史研究の手法を用いた。

東京感化院の感化教育や感化実践を検討するにあたって、とくに重要な一次資料としては、東京感化院の日誌類をあげられる。現在、東京感化院の日誌類は、錦華学院(元の東京感化院)に所蔵されており、明治20(1887)年から大正7(1918)年にいたるまでの38冊を確認できる。数年分の紛失を確認できるものの、非常に貴重な史料である。

また、同じくとくに重要な二次資料としては、東京感化院の機関誌をあげられる。東京感化院で編集された機関誌『東京感化院月報』(錦華学院所蔵)は、明治32(1899)年から明治41(1908)年までの66号を確認できる。若干の欠損を確認できるものの、非常に貴重な史資料である。

以上のような文献史料を読解し、分析することで、明治期の東京感化院の感化教育や感化実践のあり方を分析する。

歴史研究の手法のほかの研究手法として、比較分析の手法を用いた。東京感化院のみならず、成田山感化院といった当該期に存在した他の施設と比較し、その特徴を明らかにしようと試みた。具体的には、成田山感化院や東京市養育院感化部などとの比較である。そのため、成田山感化院の機関誌『成田山五事業年報』(成田山仏教図書館蔵)や東京市養育院(感化部)の機関誌『東京市養育院月報告』(復刻版、不二出版)などを読解し、それぞれの施設の感化教育・感化実践のあり方を分析した。

4. 研究成果

この四年間の研究によって、以下のことを明らかにできた。

(1) 東京感化院は、高瀬真卿という民間人によって設立された私立の施設である。運営の資金を確保するために、原則として、比較的高額の入所費用を毎月徴収していた。そのため、富裕層の子弟を中心に収容していた。収容児のなかには華族の子弟なども確認できた。

一方、東京市養育院感化部は、東京市によって設立された公立の施設である。運営資金は公費によって賄われており、入所費用はなかった。そのため、経済的に恵まれない階層の子弟を中心に収容していた。

以上のように、「明治期における東京の不良少年と感化院について—感化院と収容児の階層性—」(『地域社会福祉史研究』第3号)という論文により、明治期の感化院は、公立・私立の区分によって収容児に階層性のあることを確認できた。施設の経営のためには、経済的に恵まれた階層の不良少年の更生を中心に収容せざるを得ないという東京感化院の実態は、当時の民間福祉施設の限界とも言えるであろう。

(2) 東京感化院では若干ながらも給費生(在院費を無償とした収容児)を収容していた。原則として、給費生は東京感化院感化慈善会の紹介を受けたもので、在院料は同会に負担してもらい無料であった。ただし、その他に警察署や東京市養育院感化部の依頼により、受け入れた給費生の存在も確認できた。

東京感化院の給費生は、東京市養育院感化部との間での移動を確認できる。給費生のなかの更生の成果のあがらない者を東京市養育院感化部に移し、環境を変えることで感化教育の成果をあげようと考えたのであろう。また、東京市養育院感化部から東京感化院への収容児の移動も確認できる。これも同様の理由によるものと考えられる。

以上のように、「明治期における東京感化

院の給費生について一給費生・安養を事例として一」（『東北社会福祉史研究』第30号）により、東京感化院と東京市養育院感化部の間で給費生に限定されるものの、施設間の連携を確認できた。それぞれの感化教育の違いを活かした工夫とも言えるであろう。

（3）東京感化院と東京市養育院感化部の収容児の階層性の違いは、両施設の感化実践に大きな影響を与えた。東京市養育院感化部の多くの収容児は脱院、そのまま逃亡し、更生しないままに姿を消してしまったのである。一方、東京感化院の収容児の多くは脱院したものの、そのほとんどは連れ戻されていた。

東京市養育院感化部と東京感化院の収容児の逃亡人数の違いは、脱院後に施設に戻るか、戻らないかということにあった。東京感化院の多くの収容児は戻るべき家庭があり、脱院後に家庭に戻り、家族の手で施設に連れ戻された。

一方、東京市養育院感化部の多くの収容児に戻るべき家庭はなく、ほとんどは浮浪児であった。そのため、脱院後家族の手で施設に連れ戻されるということはほとんど行われなかったのである。家庭の有無が、逃亡人数の違いを生んだのである。

以上のように、「感化院における脱院・脱走に関する考察—東京感化院と東京市養育院感化部を事例として—」（『地域社会福祉史研究』第4号）により、東京感化院と東京市養育院感化部の間では、収容児の階層性に基づく家庭環境の違いが、逃亡者数に大きな違いを生んだことを確認できた。

（4）東京感化院の感化実践の特徴として、十分に更生しないままの退院児の多さをあげられる。その要因としては、収容するにあたって無期限の者と有期限の者のいたことをあげられる。前者は更生するまで無期限で収容、後者は更生の有無に関わらず一定期間の収容で退院していくことになる。有期限と無期限の収容児の比率は半々であった。なお、有期限の者は3年、2年、1年の3つに分けられる。

東京感化院側では長期にわたって在院しなくては、不良児の更生は難しいと保護者に説明していた。しかし、無期限入所という約束であっても半分は1年程度で退院していた。最長でも3年であった。有期限・無期限双方ともに大半の収容児の在院期間は短く、十分更生しないままの退院は過半数を占めていた。

以上のように、「明治期における東京感化院の退院に関する考察—無期限入院児と有期限入院児—」（『千葉・関東地域社会福祉史研究』第36号）により、施設側は不良少年の更生をはかるための入所を想定していたものの、保護者側は懲罰としての不良少年の

入所を考えていた可能性が明らかになった。つまり、職員と依頼主側で感化院に対する役割にギャップがあり、実態としては更生施設というよりも懲罰を与える施設として機能していた可能性を考えられるのである。

（5）東京感化院の給費生のなかに安養なる人物を確認できる。東京市内の浮浪児であり、放火犯であった。安養は、東京感化院と東京市養育院感化部の間を何度も往復、転院した。両感化院ともに安養に対する更生の働きかけに苦慮したためである。

結局、東京脳病院へ、次いで東京府巣鴨病院へ転院し、精神障害者と診断された。放火犯でもあったことから、安養の処分、処遇については新聞でも取り上げられた。それに関し、東京感化院院長の高瀬紹卿と東京脳病院院長後藤省吾の論争もおき、世間の注目も一層集まることになった。こうして不良少年は知的障害者という認識が世間一般に広まるきっかけになった。

以上のように「明治期における東京感化院の給費生について一給費生・安養を事例として—」（『東北社会福祉史研究』第30号）により、放火犯であった給費生安養に関する新聞報道と論争により、不良少年は知的障害児という見方の広まったきっかけになったことを確認できた。

（6）成田山感化院（元の千葉感化院）の機関誌『成田山五事業年報』（大正九年版）には、明治34（1901）年から大正9（1920）年までの収容児の一覧を掲載している。一覧には、不良少年の家庭環境や素行不良の原因などを項目として立てている。素行不良の原因を見るならば、時代とともに変化していつていることを確認できる。

素行不良の原因として、明治三十年代には「放任」、「遺伝」、「極貧」、「過度の懲戒」といったものを確認できる。明治四十年代には「低能」、大正期に入ると「活動写真」といったものの加わっていったことを確認できる。

なお、東京感化院の設立者である高瀬真卿は、当初遺伝による素行不良を否定していた。しかし、しばらくすると遺伝という原因を追加するにいたった。

感化院関係者の間での不良少年観の変化の背景にはいくつかの要因のあったことを確認できた。素行不良化の原因は「低能」であるという考え方の広まりの背景には、前述の安養の放火事件をきっかけにして、精神医学者による不良少年の調査のあったことをあげられる。科学の進歩の影響を受けたのである。

なお、成田山感化院で知的障害児とされた収容児に不就学の者も少なくなく、先天的な要因のみならず、後天的な要因も考えられる。当時の精神医学の判断については、疑問の余

地のある。

また、「活動写真」を素行不良の原因とする考え方も広まりの背景には、当時の社会の活動写真ブームをあげられる。社会風俗の影響を受けたのである。

以上のように、「明治・大正期における不良少年観の変遷—東京感化院・成田山感化院を中心として—」(『千葉・関東地域社会福祉史研究』第35号)により、時代とともに感化院の職員の間で素行不良化の原因のとらえ方に変化のあることを確認できた。

(7) 今後の大きな課題の一つとしては、感化院の役割、あり方の再検討をあげられる。本研究により、感化院の職員と収容児の保護者の考える感化院のあり方にギャップのある可能性を指摘できた。更生するための施設と考える職員と懲罰を与えるための施設と考える保護者というギャップである。

そうした思惑の違いのなかで、感化院のあり方はどのように変化していったのであろう。なかには懲罰のための施設や一時的な保護預り所になってしまった施設のあった可能性も考えられる。

今後、そうした研究を行っていくためには、収容児の保護者側の史資料を見つけ出し、分析するといったことが必要になる。また、当時の新聞報道などにより、社会一般では感化院をどのように見られていたのかということを再検討してみる必要もあるであろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計5件)

① 庄司拓也「明治期における東京感化院の給費生について—給費生・安養を事例として—」『東北社会福祉史研究』第30号、1頁—8頁、2012年、査読有

② 庄司拓也「明治期における東京感化院の退院に関する考察—無期限入院児と有期限入院児—」『千葉・関東地域社会福祉史研究』第36号、2011年、1頁—17頁査読有

③ 庄司拓也「感化院における脱院・脱走に関する考察—東京感化院と東京市養育院感化部を事例として—」『地域社会福祉史研究』第4号、16頁—25頁、2011年、査読有

④ 庄司拓也「明治・大正期における不良少年観の変遷—東京感化院・成田山感化院を中心として—」『千葉・関東地域社会福祉史研究』第35号、9頁—25頁、2010年、査読有

⑤ 庄司拓也「明治期における東京の不良少年と感化院について—感化院と収容児の階層性—」『地域社会福祉史研究』第3号、3—15頁、2009年、査読有

[学会発表] (計1件)

① 庄司拓也「明治・大正期の感化院における不良少年観の変遷」社会事業史学会第11回大会、2009年5月9日、東洋大学(白山キャンパス)

[その他]

ホームページ等 なし

6. 研究組織

(1) 研究代表者

庄司 拓也 (SHOUJI TAKUYA)
専修大学・人文科学研究所・特別研究員
研究者番号：10468621

(2) 研究分担者 なし
()

研究者番号：

(3) 連携研究者 なし
()

研究者番号：